

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第 17 回）
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第 14 回）
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和 3 年 1 月 14 日（木）14 時 00 分～15 時 30 分

2. 場 所：Web 会議

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、長部構成員（フジテレビ）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、佐藤専任部長（NHK）、高島構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、原構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、松尾構成員（日本民間放送連盟）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山田構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）

<総務省>

秋本情報流通行政局長、湯本大臣官房審議官（情報流通行政担当）、犬童情報流通行政局長、三島情報流通行政局長、市川情報流通行政局長、情報通信作品振興課長、市川情報流通行政局長情報通信作品振興課長補佐

<構成員・オブザーバ以外>

（議事（1）のみ）

内閣官房成長戦略会議事務局（雇用・人材担当）、公正取引委員会経済取引局経済調査室

4. 議事

（1）関係省庁より、資料 1-1 及び資料 1-2 に基づき、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（案）について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

（2）事務局より、資料 3 及び資料 4 に基づき、放送コンテンツ製作取引適正化ガイドライン改訂後の取組等について説明が行われた。

（3）事務局より、資料 5～資料 9 に基づき、令和 2 年度フォローアップ調査について説明が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

（フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（案）について）

- フリーランスについてはもともと全世代型社会保障検討会議で議論されており、高齢者の活用や各種社会保障制度にフリーランスも適用させるといった文脈の議論だったと理解するが、その趣旨は変わっていないとの理解でよいか。
- 本ガイドライン（案）P2の図1にあるように、取引によっては労働法制に加えて下請法あるいは独禁法の両方が適用されるケースも想定されるのか。
- 本ガイドライン（案）と本ガイドライン（案）の内容を業種別ガイドラインに反映した場合はどちらに優越性があるのか。
- 最近テレワーク等により被用者かフリーランスかが曖昧な状況が存在する一方、現場では両者の区別を明確にする必要がある。その明確化のためには、証明責任や立証責任を組み合わせた立体的な構造を持つ区別の基準があると有用である。
- 仲介事業者が間に入る場合でも発注者とフリーランスが直接成果物に関するやり取りすることはあるが、その場合、仲介事業者は単に仲介しているだけなのか否か、グレーなケースが存在すると思われるため、仲介事業者が関与した時の取扱いは整理が必要である。
- 本ガイドライン（案）P3の注4には「役務の成果物とは下請法に規定する情報成果物を含む、フリーランスが役務を提供して発注事業者が得る成果物をいう」とあり、情報成果物でない成果物があるように見受けられるが、具体的にどのような内容を念頭に置いているのか。

以上